第３号様式（第７条関係）

貸与料金の算定根拠明細書

船橋市長　あて

　　　　　　　　　　　　　リース事業者　住　　　　　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　名　　　　　称

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者職・氏名　　　　　　　　　　　印

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電　話　番　号

　　　　　　　　　　　　　リース先　　　住　　　　　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　　　　　名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電　話　番　号

　補助事業で導入する設備については、次のとおりであることについて間違いありません。

　また、注意事項に記載されている内容について間違いがないこと、補助金交付後も遵守することを誓約します。

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 対象設備 | リース期間（月数） | 補助金額 | | | リース料総額  ※前払金を含む、税抜き金額 | | |
| 船橋市の  補助金(a) | 国の  補助金(b) | 合計(c)  ((a)＋(b)) | 補助金なし  の場合(d) | 補助金あり  の場合(e) | 差額(f)  ((d)-(e)) |
|  |  |  |  |  |  |  |  |

（注意事項）

* 補助金ありの場合のリース料総額(e)又はこれをリース期間で除した月額リース料金が、リース契約書で確認できること。リース契約書から、これが確認できない場合は、補助金額をリース料金から差し引いてリース契約を再締結するか、補助金額確定後　もしくは入金後に補助金額をリース料から減額し、月々のリース料へ反映することを明記した覚書等をリース事業者及びリース先で締結のうえ提出すること。
* 補助金ありの場合となしの場合のリース料総額の差額(f)が、補助金額合計(c)以上であること。
* 船橋市補助金の金額分は、月額リース料金を減額する形で貸与先に還元されること。リース契約とは別に貸与先に支払われる形は認められない。
* リース期間が財産処分制限期間より短い場合は、リース期間終了後にリース先が対象設備を購入する契約となっていること。